

中小漁業融資保証法の一部を改正 する法律の施行について

昭和39年7月21日
39水漁第4428号
農林事務次官依命通達

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭和39年法律第59号）は、さる4月15日公布されたが、このたび中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和39年政令第209号）および中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（昭和39年政令第210号）が6月30日それぞれ公布され、改正法は7月1日から施行されることとなった。

今回の法律改正は、最近における沿岸漁業を中心とする中小漁業の現状に徴し、中小漁業者等の資金需要に一層円滑に応じうるために、また特に沿岸漁業構造改善事業の円滑な推進を確保するうえからも中小漁業融資保証制度の拡充を図ることが極めて必要と考えられることにかんがみ、沿岸漁業者及び系統金融の実情に即応して、改善を加えたものであり、4月1日から施行された保険料率の引下げ、保証金額の総枠の大巾な増大等の諸措置とあわせ本制度の拡充を期そうとするものである。今後各漁業信用基金協会は、この制度の運用に当つては、下記の点に留意し、制度改正の趣旨に沿つて着実に実施することを業務の運営の基本的態度とし、その適正かつ円滑な運営に遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

記

第1 沿岸漁業者への融資の円滑化への推進

沿岸漁業者への融資の円滑化の推進のための措置としては、次の2点の改正が行なわれた。

1 その第1点は、信用事業を行なう漁業協同組合を本制度における金融機関とすることである。最近の漁業協同組合の事業の内容等は、本制度の制定当時にくらべれば、全般的には、相当充実してきていることにかんがみて、漁業協同組合を本制度における金融機関に追加し、沿岸漁業者に最も近い金融機関である漁業協同組合の沿岸漁業者に対する融資の促進を図ろうとするものである。

しかしながら、漁業協同組合の行なう信用事業の内容を検討すれば一般市中金融機関に劣らない債権管理能力を保有し、十分な活動を続けているものも相当の数に達しているが、なお、漁業協同組合の経営基盤がぜい弱であり、一般の金融機関に比して債権管理能力が見劣りするものが少なくない。

これらの漁業協同組合については、信用事業の育成を図ることが急務ではあるが、本制度が債権管理能力を十分備えている金融機関が通常の注意を怠らず債権の管理にあたることを前提として、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が信用補完を行なうものであることにかんがみれば、当面はすべての漁業協同組合からの貸付けを本制度の対象とはなし難いので、各基金協会において漁業協同組合の財産状況、事業内容および債権管理能力を十分審査したうえで保証をすることとされたい。

また、その運用にあたっては、沿岸漁業者への融資の円滑化を図るという本制度改正の趣旨を十分考慮するとともに、いやしくも漁業協同組合のする不良貸付けを救済する結果とならぬよう厳に注意されたい。

基金協会がその貸付けについて保証しうる漁業協同組合の選定の基準については、貯金残高その他の指標について水産庁長官から最低限の基準を示すこととするので、その基準に合致する漁業協同組合の中から個々に実質的な判断を加えて決定することとされたい。

なお、基金協会から金融機関としての取扱いを受けることとなつた漁業協同組合のする貸付けについては、その原資が自己資金であると転貸資金であるとを問わず、業務方法書において定める資金使途に合致する限りにおいてすべて保証の対象とし

て差し支えないが、上部金融機関がするその漁業協同組合への貸付けについて二重保証とならないよう十分注意されたい。

- 2 沿岸漁業者に対する融資の円滑化の推進のための措置の第2点は、第1点の改正とあわせ、基金協会の会員たる漁業協同組合の組合員の債務を保証しうることとし、沿岸漁業者等が自ら出資して基金協会の会員とならなくとも本制度の対象となりうることにしたことである。

この措置による保証付きの融資をする金融機関は、漁業協同組合を中心に考えているが、直接貸付けを行なう信用漁業協同組合連合会その他本制度上金融機関となっているものでも差し支えない。

この措置により会員たる組合の組合員が保証を受けうる金額の最高限度は、各組合員の利用の機会の均等の確保、1口の出資をした場合における債務保証を受けうる金額の最高限度及び沿岸漁業者の通常の借入金額を考慮して1被保証人について50万円とすることが適当と考える。

おつて、衆議院農林水産委員会において、この制度の狙いの中核をなすものは、中小漁業者のうち、特に信用力が薄弱で、いわゆる金融ベースにのらない多数の小漁業者（沿岸漁業者）の信用力を補完し、これら漁業者の融資の円滑化を図ることにあるが、従来の実績はこの制度本来の目的を忠実に反映しているとは認めがたいので、今後においては、この制度の意義が十分達成されるよう、特に信用漁業協同組合連合会等系統金融機関および漁業信用基金協会に対する強力な指導を行なうべき旨の附帯決議がなされているので、この点特にご留意ありたい。

第2 水産加工業者に対する信用補完の授与

近年における漁獲物の利用配分の状況をみると、水産加工業において漁獲物の相当な部分が処理されており、水産加工業の振興を図ることが極めて必要となるに至っていると考えられる。従つて、この際、水産加工業の経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため、基金協会を通ずる信用補完の制度を利用しうることとし、もつて漁業の振興に資することとした。

基金協会は、水産加工業協同組合がその組合員たる水産加工業者に対し、その経営に必要な資金を貸し付けるために必要ないわゆる転貸資金の保証、水産加工業者の経営に必要な資金の保証および水産加工業協同組合または同連合会の事業資金の保証の業務を行なうことができることとなつたが、この業務は、漁業関係の業務が基金協会の本来行なうべき必須業務であるとの建前をとるのに対し、いわば任意業務である。

なお、この業務については、漁業協同組合の場合と同様、信用事業を行なう水産加工業協同組合および同連合会も本制度上の金融機関とし、また会員が水産加工業協同組合または漁業協同組合である場合には、その組合の組合員は、自ら出資して基金協会の会員となつていなくても、基金協会は保証を行いうることとしている。これらの場合の運営は、第1に述べた漁業の場合に準じて行なうこととされたい。

次に基金協会の会員資格については、基金協会が水産加工業関係の債務保証業務を行なう場合には、その業務に必要な範囲内において水産加工業協同組合等で定款で定めるものを会員たる資格を有する者とするようにできるようになつた。その範囲は、基金協会の業務が本来中小漁業の振興を目的としていることにかんがみ、漁業との関連の深いいわば漁村的な加工業者を主とすることが適当であるので、水産業協同組合法における水産加工業協同組合および同連合会と、水産加工業協同組合又は漁業協同組合の組合員資格を有する者すなわち水産加工業を営む個人および常時従業者40人以下の水産加工業を営む法人とに限ることとした。

また、政府が各基金協会との間に締結する保険契約の内容には、基金協会が行なう水産加工業関係の債務の保証を加えることとした。

この水産加工業関係の業務については、各基金協会において地区内の中小漁業および水産加工業の実情を十分勘案し、また中小企業信用保証制度との重複を避けつつ、中小漁業の振興を図るといふ本制度の目的の範囲内においてその業務を行なうこととされたい。従つて、対象とする水産加工業の業種等を限定することも差し支えないが、本法にいう水産加工業とは、水産業協同組合法第10条第1項の規定による定義に従うべきであり、すなわち水産動植物を原料又は材料として、食料、餌料、肥料、糊料、

油脂、又は皮を生産する事業をいうので、念のため申し添える。

第3 基金協会の管理等に関する規定の整備

基金協会の管理等については、次の諸点について規定の整備が行なわれた。

- 1 会員たる漁業協同組合または水産加工業協同組合の組合員が借り入れた資金につき基金協会がその組合の組合員として保証しているときまたはその保証に係る求償権を有しているときは、その組合自体に基金協会の保証又は求償権があるときと同様に組合は、任意に脱退しえず、また、協会は、組合に対し脱退に伴う出資金の払いもどしを停止することができることとした。
- 2 基金協会の役員の被選挙権を有する者に、水産加工業関係の会員または会員の代表者を加えた。
- 3 基金協会は、農林中央金庫、水産加工業協同組合及び関連合会に対してその業務の一部を委託しうることとした。
- 4 総会については、招集通知をすべき期限を会日の10日前までから1週間前までに短縮した。
- 5 役員が任務を怠った場合の基金協会に対する損害賠償責任を加重して、任務を怠った役員間の連帯とし、第三者に対する責任については、役員が悪意または重大な過失により損害を与えた場合は、不法行為に該当しない場合であっても、その役員は連帯して損害賠償責任を負うこととした。
- 6 不動産の取得を総会の必要議決事項から削除した。
- 7 余裕金の運用の方法に関する制限を緩和し、定款で定める金融機関への金銭信託および主務大臣の定める有価証券の保有を追加した。
この有価証券は、7月1日付けの告示で、(1)特別の法律により法人の発行する債券(農林中央金庫法第17条の規定による農林債券等金融機関の発行するもののほか、日本電信電話公社法第62条の規定による電信電話債券等をいう。)、(2)社債券および(3)貸付信託の受益証券を指定した。なお、金銭信託については、元本補てん契約のあるものに限ることにされたい。また、金銭信託ならびに貸付信託の受益証券および社債券の保有によつて運用する余裕金の額は余裕金総額の5分の1以下とするようにされたい。
- 8 基金協会が解散した場合における残余財産の処分について、会員に対する配分の結果、なお残余財産がある場合においては、その残余財産はすべて国庫に帰属することとなつていたのを改め、政令で別段の定めをした場合には、その政令の定めによることとした。この政令は、具体的に基金協会の解散が予想される事態が生じたときに、個々の基金協会の地区内の実情に即応して定めることとする。